議案第９９号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２５日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の額の特例措置を定めるとともに、建築基準法の改正に伴い特定業務施設等誘導地区内の建築物に対する制限の適用除外に係る許可申請手数料に関する規定を定め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成１２年３月世田谷区条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和８年２月１日から同年５月３１日まで」を「令和９年３月１日から同年４月３０日まで」に改める。

別表第１中１１２の６の項を１１２の８の項とし、１１２の５の項を１１２の７の項とし、１１２の４の項を１１２の６の項とし、１１２の３の項の次に次のように加える。

１１２の４	建築基準法第６０条の４第１項第３号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１６０，０００円	許可申請のとき。
１１２の５	建築基準法第６０条の４第２項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１６０，０００円	許可申請のとき。

別表第１の１２５の１２の項中「第５条の１７第１項」を「第５条の１９第１項」に改める。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　別表第１中１１２の６の項を１１２の８の項とし、１１２の５の項を１１２の７の項とし、１１２の４の項を１１２の６の項とし、１１２の３の項の次に次のように加える改正規定　公布の日

⑵　附則第３項の改正規定　令和９年３月１日

⑶　別表第１の１２５の１２の項の改正規定　令和９年４月１日